

議案第 4 1 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

嘉島町長 鍋田 平

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求める。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約

新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>第5条～第18条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>第5条～第18条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

別表第1 (略)

別表第2 (第4条関係)

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 資格確認書等の引渡し
- 3 資格確認書等の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第3 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第4条関係)

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第3 (略)